

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て総務課

不利益処分の内容	遺児手当支給の制限	
根拠法令等及び条項	栃木市遺児手当支給条例第8条及び附則第8項	
処分基準	根拠条項	栃木市遺児手当支給条例第8条及び附則第8項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 手当は、受給資格者が前年における所得について、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市民税のうち所得割を課せられているときは、その年の6月から翌年の5月まで支給しない。</p> <p>2 手当は、次のいずれかに該当する場合は、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 受給資格者が児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。</p> <p>(2) 受給資格者がこの条例又は条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>3 当分の間、栃木市遺児手当支給条例第3条に定める支給要件に該当する者に係る第8条第1項の規定の適用については、地方税法により決定された市民税の所得割の額から、15歳以下の者を扶養している者にあつては当該15歳以下の者1人当たり19,800円を、16歳から18歳までの者を扶養している者にあつては当該16歳から18歳までの者1人当たり7,200円をそれぞれ減額した額を同項の所得割とみなす。</p>	